

マイシティ ライフ

No. 189

2006 夏号

発行 京都市文化市民局 市民生活部 市民総合相談課(市民生活センター)

本誌に関するお問い合わせは ☎075(256)1110

も く じ

- ② ● 住宅用火災警報器
～購入する前の
チェックとヒント～
- ④ ● 暮らしの経済
景気回復の行方に潜む
格差の広がり
- ⑤ ● すぐ使えるちえぶくろ
エコで「家計のダイエット」
- ⑥ ● 消費生活相談の小窓
マルチ商法に気をつけよう!
- ⑧ ● お知らせ

高齢者がねらわれている!!

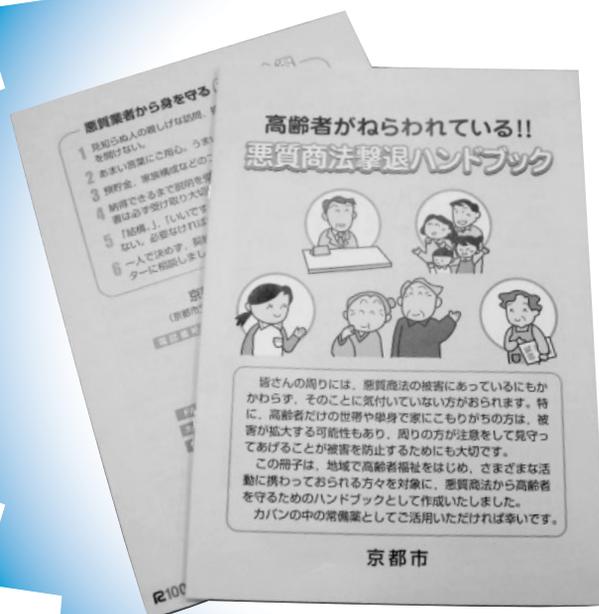
「悪質商法撃退ハンドブック」

を 発行

認 知症の方をはじめ、消費生活上必要な知識や判断能力が十分でない高齢者の消費者被害を未然に防止するために、周りの方が注意して見守ることが大切です。

この冊子は、高齢者の身近におられる方々に常時携帯いただくことにより、被害の予防や拡大防止を図ることを目的に作成しました。

高齢者福祉をはじめ、さまざまな活動に携わっておられる方々や高齢者の家族、ご近所の方が見守り活動を行っていくうえで必要となる心得、悪質商法の手口や対処法、クーリングオフ制度、相談先一覧などを掲載しています。市民生活センターなどで無料配布していますので、ぜひご一読ください!!



入手方法等

- ① 市民生活センター、区役所・支所などで配布
- ② 郵送をご希望の方は、市民生活センターまでご連絡ください。
- ③ 市民生活センターのホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>



住宅用 火災警報器

設置の義務化を利用した「かたり商法」や悪質な業者の訪問販売に注意しましょう。(P.2に紹介記事)

ごめんください! 訪問販売です!?



住宅用火災警報器

購入する前に

訪問販売には気をつけましょう。

消防署の
ほうから…



チェック 1

消防署員・消防団員が火災警報器を訪問販売することはありません。また、特定の業者を推奨することはありません。

⇒ 紛らわしい服装や言動で公的機関や有名企業などと勘違いさせて必要のない契約を勧める「かたり商法」に気をつけましょう。



かたり商法では、上下水道局の職員を装って家に上がりこみ、でたらめな水質検査で不安をあおり、浄水器を契約させる手口も有名です。

チェック 2

消防法と京都市火災予防条例により、全ての住宅の寝室、階段、台所に住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務となりますが、すでに建っている住宅は平成23年5月31日までに設置する必要があります。

⇒ 知らないことは、その場で判断せずに、専門家や身内の方などに相談しましょう。

(この事例では、最寄りの消防署に尋ねてみましょう。)

借家・賃貸マンションにお住まいの方が警報器を設置する場合は、事前に家主の方とその管理方法等について話し合いましょう。

今すぐ!



チェック 3

「今だけ」「あなただけ」と、その場で購入や契約をせまる業者は要注意です。不当に高額な商品や粗悪な商品売りつける場合があります。

⇒ 訪問してきた業者の話をうのみにしないで、他の業者と比較するなど、よく検討しましょう。

よく考えずに契約してしまった場合は、**市民生活センター (TEL.256-0800)** へ相談しましょう。

● 訪問販売には心の準備を ●

アンケート調査では、訪問販売を受けた人の4割弱の人がしつこい勧誘を受けています。ドアはすぐに開けないで相手や用件を確認するなど、どのように対応するか、日頃から考えておきましょう。

平成17年度 市民生活モニター アンケート調査
[17年1～12月における訪問販売等との関わり方]より

訪問販売による商品等の勧誘を受けたことがある人	41人中39人(95%)
業者が突然、家に来て迷惑だったと答えた人	39人中28人(72%)
断ってもしつこく勧誘されたと答えた人	39人中15人(38%)

ぜひ！ 知っておきたい 3つのチェック + 3つのヒント

賢い消費者 = お買い物のヒント = !

商品購入時の3つのポイントについて、住宅用火災警報器の場合を考えてみましょう。

ヒント1

○ 必要性や購入時期を検討します

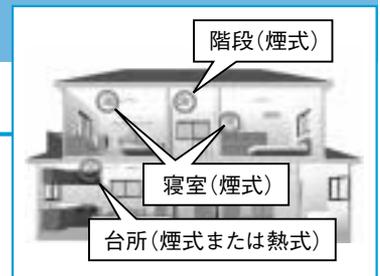
住宅用火災警報器は設置を急ぐ必要はありません。ただし、住宅火災による死者の約7割が逃げ遅れによるものであるため、義務化の直前に慌てて付けるより、余裕をもって設置するのが賢い選択と言えるでしょう。

取り付けは簡単ですので、なるべく自分で付けてみましょう。業者に頼むときは、配線工事が不要の機種でも機器代金とは別に取付費を請求される場合があるので、事前に確認しておきましょう。

ヒント2

○ 商品の機能や特性、品質を調べます

火災警報器は、天井または壁の定められた位置に取り付ける必要があります。点検しやすいからといって低い位置に付けたのでは有効に働かない場合があります。電源の方式には電池式とAC100V式があります。電池交



換が手間な方は電池寿命の長いものかAC100V式のものを選びましょう。AC100V式には、適当な位置にコンセントがあれば、配線工事のいらぬ機種もあります。

感知方式には、煙式と熱式があり、煙式はどの場所でも使えますが、熱式は台所に限られています。(台所では、調理の煙などが滞留しやすい等の状態によって、熱式を選ぶことができます。)

火災警報器は、日本消防検定協会のNSマークのある製品を選びましょう。



ヒント3

○ 価格を比べ、費用を計算します

火災警報器は、故障していなくても機器の交換期限(約5～10年)で取替えが必要です。また、寝たきりの方がいる等の場合、火災を感知すると他の部屋の警報器も作動するような機種を付けることもできますが、この場合は相応の費用がかかるので、必ず複数の業者で価格を比べましょう。

必要な火災警報器の数は居住形態で変わります。設置すべき場所など不明な点は、最寄りの消防署に相談しましょう。

景気回復の行方に潜む格差の広がり

京都大学名誉教授
野村 秀和

景気が上向かないと所得も雇用も改善されません。最近のニュースは、景気が「回復」してきたというより、「拡大」に転じたという楽観論も(『日経ビジネス』3月6日号)みられるようになりました。ほんとなら嬉しいことですが、くらしはどうなるのか、クールに経済の動きを観測してみましょう。

景気回復を告げる月例経済報告

与謝野経済財政担当相の「景気拡大期、戦後第2位」という4月の月例経済報告を『京都新聞』(4月14日夕刊)が報じています。内閣府発表の景気ウォッチャーの調査も「街角景気 指数最高に」(『日本経済新聞』4月11日)と述べ、自動車やデジタル家電が牽引役となり「設備投資増 中小へ波及」(『日本経済新聞』4月13日)と報じています。輸出や個人消費の増加がこの状況を生み出したと分析しているのです。

静かに進行する格差の広がり

確かに景気は回復しているのでしょうか。しかし、その対極に、格差が広がりつつあることも、くらしの現実です。

公立病院で「治療代未払い急増」(『朝日新聞』4月9日)の原因は、低所得者の増加と医療費の自己負担引き上げであると多くの自治体が指摘しています。介護保険料の月額負担が、この4月から「27都府県で4千円を超え」ました。「市町村格差は3倍」(『日本経済新聞』4月14日夕刊)になっているのです。

くらしと直結している大手スーパーの2月決算

は「セブン、イオンが最高益」なのに「ダイエーは赤字転落」(『京都新聞』4月13日)となりました。

景気回復の中で、格差が広がり、二極分解が強まっているのです。

楽観して良いのでしょうか？

ガソリン、灯油の価格は高止まりしています。「第3次石油ショックの足音」(『日経ビジネス』2月27日号)の記事の中で、原油市場に投機資金がとの指摘もあります。京友禅など伝統工芸の経営が原油高に直撃されているのです。

輸出の伸びが急増している「中国、ロシア、東欧の脆さに懸念」(『日経ビジネス』2月20日号)は、今の景気拡大の不安定さを暗示しています。

「最高益の陰で加速する職場崩壊」(『エコノミスト』3月14日号)のレポートは、帰属意識やモラル低下、品質管理の劣化、人材の空洞化、うつ病の蔓延など、労働現場の悲鳴を特集しています。

景気回復が市民のくらしを豊かにしてくれるのか、経済の現状はそれほど甘くはないと考えたほうがよいのかもしれない。



ご存知ですか？

エコで「家計のダイエット」

Step. 1

まずは入門編「家計のダイエット」からチャレンジしましょう

「家計のダイエット」のエコライフチェックシートで、現在の生活をチェックして送ります。しばらくすると各家庭に合ったアドバイスを書いた診断書が届きます。

こんなことを
チェック
します✓

- 鍋からガスコンロの炎がはみ出してはいませんか？
- 車に余計な荷物を積んでいませんか？

ちょっとした心がけで
これだけ違う！
びっくり!!



消さなくちゃ テレビが一人でしゃべってる
(平成18年度くらしの達人 中学生標語より)

Step. 2

「エコライフチャレンジ」

「家計のダイエット」でのチェック終了後、3ヶ月間の「エコライフチャレンジ」をお申し込みください。診断後にはより充実したアドバイスの載った冊子や、「エコライフ通信簿」が届きます。



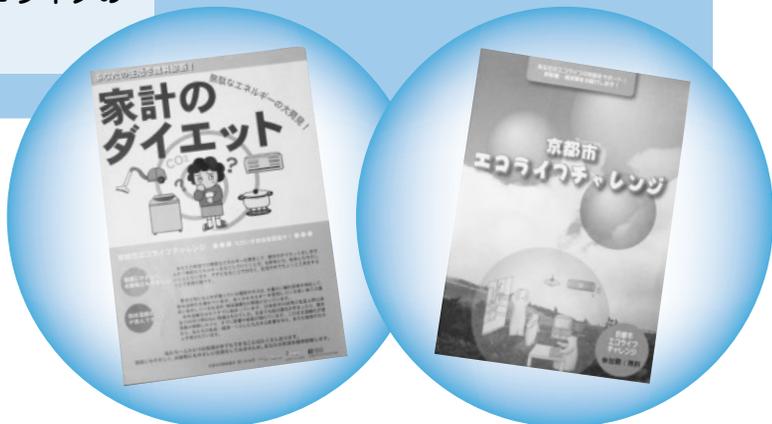
Step. 3

「エコライフチャレンジ」終了後も…

アドバイスを参考に、さらなるエコライフの工夫に取り組んでいきましょう。

お申し込み・お問い合わせ先

環境局 地球環境政策部 地球温暖化対策課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
TEL 075-222-3452 FAX 075-222-4039
<http://www.city.kyoto.jp/kankyo/ge/>



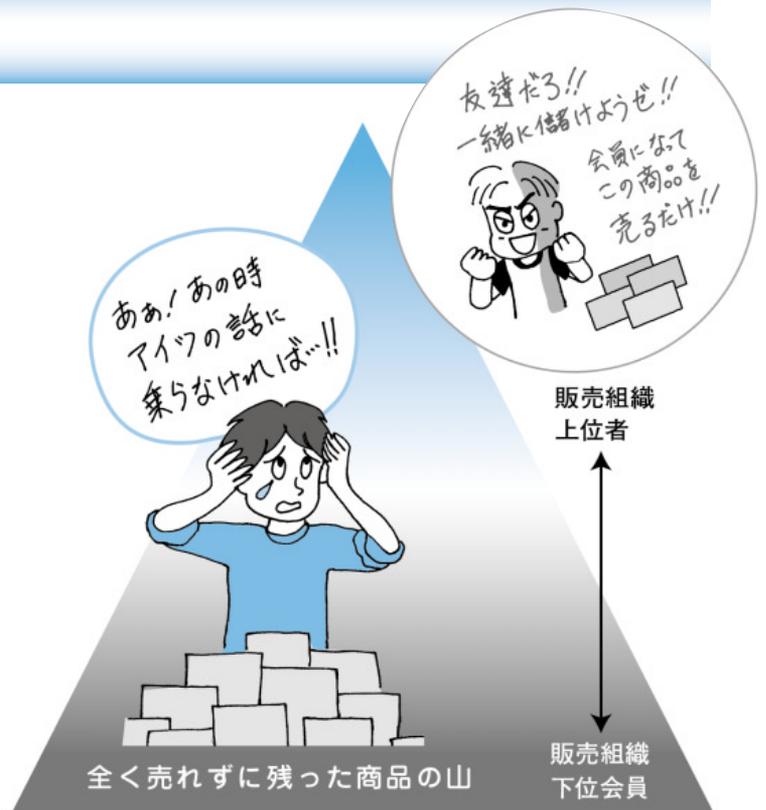
「マルチ商法に気をつけよう！」

今春新しく学校や会社に入られた方もそろそろ新生活に慣れてこられた頃だと思
います。そんな時に注意しなければならない消費者被害にマルチ商法があります。
今回は新入生、新社会人をねらったマルチ商法についてご紹介しましょう。

● マルチ商法とは

商品等を契約したり、入会金を支払って販売組織に加入し、新たな加入者を増やしていくと利益が得られるとして、次々に人を勧誘して契約を結ばせる商法のことをマルチ商法(連鎖販売取引)といいます。

友人から誘われて契約してしまったが、実際には勧誘時に聞かされた成功話とは全然違って、商品は売れない、会員を増やせない、強引に勧誘してしまって人間関係を壊してしまった、という相談が跡を絶ちません。



入会を勧誘した者と勧誘されて入会した者は上下関係となり、上位者は下位の会員が加入者を獲得した場合にも一定の利益が得られるというシステムですが、通常、後から参加した会員ほど加入者の獲得が難しくなります。最終的に販売組織そのものが破綻して、大半の人が損失を被ることもあります。

マルチ商法とよく似た形態の金銭配当組織である無限連鎖講(いわゆるねずみ講)は、反社会性が高いことから法律によって全面的に禁止されています。

一方のマルチ商法は本質的な危険性はねずみ講と同じであるものの、経済活動の側面もあり、全面的には禁止されていません。ただし、特定商取引法によって厳しく規制されています。

● どのような規制がされているの？

① 広告に関する規制

広告に記載すべき事項として、取扱商品やサービスの内容だけでなく、入会するために必要な負担金(特定負担)や営業活動等により得られる利益(特定利益)の具体的な計算方法を記載する義務があり、誇大広告を禁止しています。

② 不当な勧誘行為の禁止

訪問販売等と同様に、勧誘する時や解約を妨げるために、事実と違うことを言ったり、怖がらせたり、戸惑わせる行為が禁止されています。

また、販売すること等の目的を隠して、一般人が出入りしない場所に誘い出して勧誘する行為も禁止されています。

さらに、販売組織の統括者等は、これに加えて重要なことを故意に言わない行為も禁止されています。

③ 書面の交付義務

契約を締結しようとする時には取引の概要を記載した「概要書面」、契約を締結した時には契約内容を記載した「契約書面」をそれぞれ交付する義務が事業者にはあります。

そのどちらも記載内容は、販売する商品、サービスの内容だけでなく、特定負担の内容や特定利益の内容・条件の他、②で説明した禁止行為の内容も記載する必要があります。

④ クーリングオフ及び中途解約

マルチ商法の場合は店舗で契約した場合でも、クーリングオフが認められています。その期間も通常の訪問販売が8日間なのに対して、契約書面の交付日または商品の受領日から20日間となっています。

なお、契約書面に記載不備がある時は、他の取引形態と同様に書面を受取っていないとみなされ、クーリングオフの起算日が開始せず、いつでもクーリングオフができます。

また、クーリングオフ期間を経過した時は、次の要件を満たす場合は商品を返品して購入価格の90%相当額を返金してもらえます。

- 入会して1年未満であること
 - 商品受領日から90日未満であること
 - 商品を再販売してないこと
 - 商品を使用・消費していないこと
(使用等をさせられた場合を除く)
 - 自らの責任で、商品を滅失・毀損していないこと
- なお、上記の①、②、④について違反した場合は罰則の対象となります。

● マルチ商法被害にあわないために

最近、新入生や新社会人がこのマルチ商法の被害にあってしまう事例が多発しています。アルバイト感覚で「よく分からないけど儲かりそうだから」と安易に契約をしてしまうからでしょう。

大切なのは、取引の仕組みや利益の分配方法を十分に理解すること。また、法的にも重い責任があることを自覚すること。安易に参加してしまうと被害者になるだけでなく、加害者になってしまい、刑事罰を受けることにもなりかねないのです。

配達記録郵便(はがき)の書き方例

□□□□□□	○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
会社御中	(おもて)
氏名 住所 年 月 日	※解約理由を記載する必要は全くありません。 右記日付の契約を解除します。 契約年月日 販売会社名 商品名及び金額 担当者名 (うら)

はがきの表裏をコピーし、配達記録郵便の受領書と一緒に保管しましょう。内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。



市民生活センター 相談のご案内

いずれの相談も無料です。お気軽にご相談ください。

消費生活相談 (訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど)

TEL 256-0800 月～金

午前9時～正午
午後1時～4時

市民生活に関する相談

(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

午前9時～正午
午後1時～5時

交通事故相談

(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

法律相談

(弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

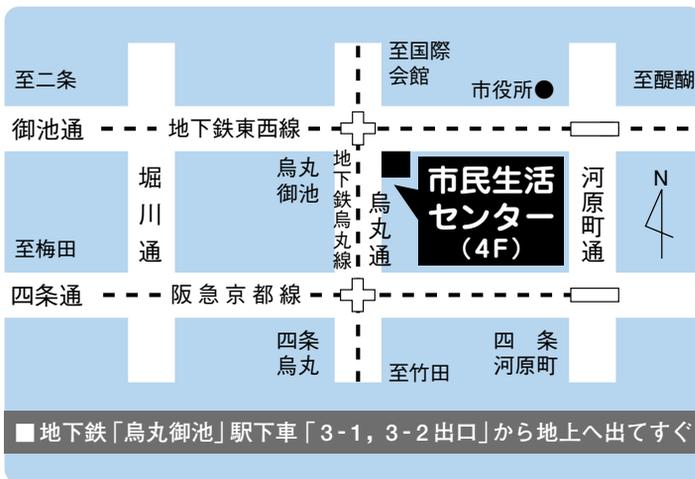
先着順15名

第2・4水

午後6時～8時

当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制(電話可)

予約制12名
(電話可)



消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センターのご案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日

土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

週末の緊急時の消費生活相談は

クーリングオフ
TEL 257-9002へ

※電話相談のみ 受付：土・日(年末年始除く)
午前10時～午後4時

こんな時は、
ぜひお電話
ください!!

・消費生活に関する商品・サービス、契約について「相談したい!でも会社勤めなどで平日に市民生活センターへ電話できない…」

・「ワンクリック詐欺」や「架空請求ハガキ」が週末に届いた、クーリングオフ期間の最終日が週末になっている。



もしも、
どのような
ご相談で
しょうか?

～消費者一人ひとりの賢い選択で、商品の過大包装・過剰包装を追放しましょう。～

回覧
してください